

# 日置市強靱化地域計画

鹿児島県日置市  
令和2年3月

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨、位置付け

- 第1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 基本的な考え方

- 第1節 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第2節 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第3節 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第4節 地域の特性に応じた施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第3章 市の地域特性及び災害想定

- 第1節 日置市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第2節 対象とする自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第4章 脆弱性評価

- 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）・・・・・・・・ 12
- 第2節 脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第5章 本計画の推進方針

- 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針・・ 29
- 第2節 指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

## 第6章 本計画の推進

- 第1節 市の他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 第2節 本計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 第3節 より良い復興（Build Back Better）を意識した備え・・・・・・・・ 45

# 第1章 計画策定の趣旨、位置付け

## 第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、平成26年(2014年)6月には「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を、また、鹿児島県においては、平成28年(2016年)3月に「鹿児島県地域強靱化計画」(以下「県地域計画」という。)を策定したところである。

日置市強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

## 第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第2次日置市総合計画の下位計画として、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

なお、個別事業については別紙：日置市における防災・減災、国土強靱化のための事業に位置付ける。

## 第3節 計画期間

本計画の内容は、第2次日置市総合計画の終期である令和7年度(2025年度)に合わせるため、令和元年度(2019年度)から令和7年度(2025年度)までの7年間とし、その後に国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

### 第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

#### 1 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

#### 2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

### 3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

### 第4節 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## 第3章 市の地域特性及び災害想定

### 第1節 日置市の地域特性

#### 1 位置・地形

本市は、鹿児島県本土の西部、薩摩半島の中西部に位置し、総面積は253.01k㎡、東に鹿児島市、北はいちき串木野市と薩摩川内市、南は南さつま市に隣接し、西は東シナ海に面している。

地勢は、主に東側が薩摩半島の脊梁部をなす山地が連なり、河川は地形に沿って東から西へ流れている。各流域に帯状の平地が形成されている。地質は約90%が火山灰土壌で豪雨のたびに災害の原因をなしており、林地崩壊、地すべりの危険個所が多くみられる。

#### 2 気象概況

気温は、南北に走る吹上浜で海に面している黒潮の影響を受けて温暖であり、過去30年間の平均気温は16.9℃である。過去30年間の年間平均降水量は1,966.8mmであり、月別には6月が多く、1月、12月が少なくなっている。

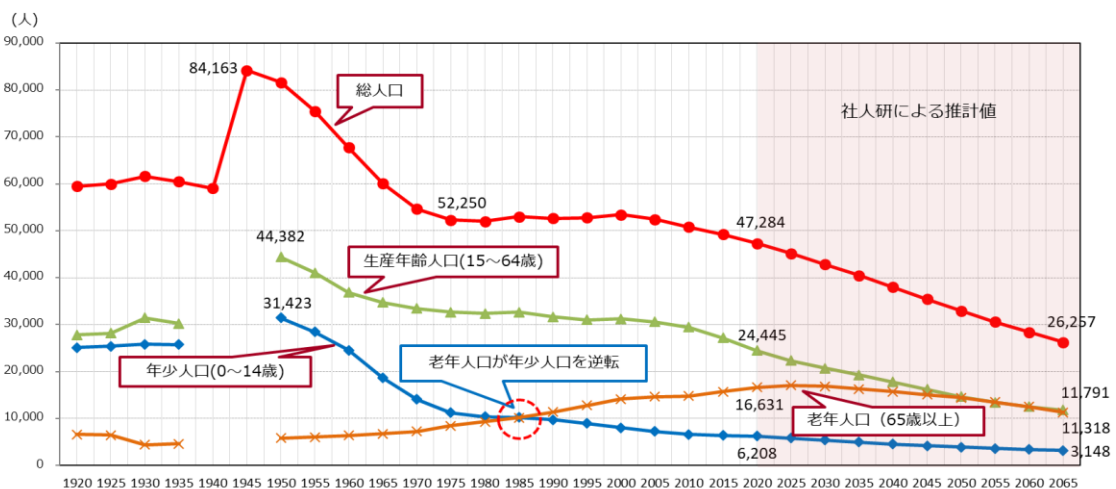
東市来観測所 年平均気温：16.9℃ 年降水量：1966.8mm 統計期間：1981～2010 気象庁統計データ

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(℃)	11.8	12.9	15.8	20.2	23.8	26.4	29.9	31.1	28.9	24.6	19.4	14.3
平均気温(℃)	7.3	8.3	11.2	15.3	19.0	22.5	26.3	26.8	24.1	19.2	14.0	9.2
最低気温(℃)	2.4	3.4	6.2	10.2	14.3	19.1	23.2	23.3	20.1	14.3	8.9	4.2
降水量(mm)	76.7	100.8	166.7	188.9	202.5	427.7	279.4	214.3	225	95.3	93.3	77.8

#### 3 人口（将来推計）

本市の人口は、平成30年(2018年)の国勢調査では49,305人となっている。

将来の人口は、今後も人口減少が続くものとみられ、令和47年(2065年)には26,257人になると見込まれている。



(出典：日置市人口ビジョンより)

## 第2節 対象とする自然災害

### 1 風水害

本市の過去の気象災害のうち特に被害が大きいのは大雨及び台風によるものである。これは、6月～8月にかけて年間降水量の約半分を占める大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置しており、台風が勢力の強い段階で接近するため、猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

(想定災害)

本市においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年8月5日～6日にかけての大雨と同程度の豪雨に加え、同年9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の災害を想定として位置付ける。

同左以外の概要及び被害状況（鹿児島県全域）は以下のとおりである。

<想定災害総括表>

項 目		鹿児島豪雨 (平成5年8月5日・6日)	平成11年9月24日 台風18号災害
気象概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間最大雨量 56mm(鹿児島) 6日19時 65mm(入来峠) 6日18時</li> <li>・日最大雨量 259mm(鹿児島) 6日 369mm(川内) 6日</li> <li>・総降水量の最大値 392mm(川内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大瞬間風速・風向 59.1m/s(種子島)・南 3日15:45</li> <li>・最大風速・風向 33.7m/s(沖永良部島)・南 3日02:40</li> <li>・総降水量の最大値 313mm(枕崎)</li> </ul>
人的被害 (名)	死者	48	33
	行方不明	1	-
	重傷	12	15
	軽傷	52	160
建物被害 (戸)	全壊	298	226
	半壊	193	706
	一部破損	588	31,899
	床上浸水	9,378	1,381
	床下浸水	2,754	3,903

## 2 地震・津波

### (1) 被害想定

本計画で想定する災害は、「鹿児島県地震等災害予測調査」(H24からH25)における想定地震等(以下「想定地震等」という。)とする。

- 想定地震の中で、鹿児島県特有の条件を考慮し、各地域において被害量(死者数)が最大となるものを選定することを基本としている。
- 各地域の想定地震等は、より短時間で津波が到達するなどの理由から、各地域の近傍に位置する想定地震を設定している。

#### 【 想定される地震 】

No.	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード	モーメントマグニチュード	震源断層上端の深度(km)	日置市における最大震度及び最大津波高		
					最大震度	津波到達時間(分)	津波高(m)
1	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	6弱	—	—
2	県西部直下【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	6強	24	3.12
3	甑島列島東方沖【甑断層帯(甑区間)近辺】	7.5	6.9	1	5強	28	6.58
4	県北西部直下【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	5弱	—	—
5	熊本県南部【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	4	—	—
6	県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	4	—	—
7	南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震:9.0 津波:9.1	10	基本・西側:5強 東側・陸側:5弱	(CASE5) 314 (CASE11) 307	(CASE5) 3.60 (CASE11) 3.71
8	種子島東方沖	—	8.2	10	5強	155	2.17
9	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	5弱	134	3.01
10	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	3	207	2.42
11	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	2	232	2.16

### (2) 被害想定結果

ここでは、以下の被害想定項目について、日置市において被害が最大となるケースの被害想定結果を整理する。

(1) 建物被害	(6) 生活支障の被害
(2) 屋外転倒、落下物の発生における被害	(7) 災害廃棄物等の想定
(3) 人的被害	(8) その他の被害
(4) ライフライン施設の被害	(9) 被害額
(5) 交通施設被害	



## (1) 建物被害

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

	液化化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計
全壊・焼失棟数	550棟	870棟	20棟	0棟	620棟	2,100棟
半壊棟数	1,700棟	3,300棟	50棟	0棟		5,100棟

(注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (2) 屋外転倒、落下物の発生における被害

### 1) ブロック塀等の転倒

【最大被災ケース：県西部直下】

	塀件数	倒壊件数
ブロック塀	3,700件	1,000件
石塀	810件	600件
コンクリート塀	830件	220件
合計	5,400件	1,800件

(注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### 2) 自動販売機の転倒

【最大被災ケース：県西部直下】

	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
自動販売機	2,000台	20台

### 3) 屋外落下物の発生する建物

【最大被災ケース：県西部直下】

	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
建物棟数	900棟	210棟

## (3) 人的被害

### 1) 死者・負傷者等

【最大被災ケース：県西部直下（冬深夜）】

区分	建物倒壊		斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋外収容物移動・転倒等					
死者数	60人	—	—	0人	—	—	60人
負傷者数	580人	60人	—	0人	—	—	580人
重傷者数	330人	10人	—	0人	—	—	330人

(注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注2) —：わずか

2) 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）

【最大被災ケース：県西部直下（冬深夜）】

揺れによる建物被害に伴う要救助者数	90人
-------------------	-----

3) 津波被害に伴う要救助者・要捜索者

【最大被災ケース：甕島列島東方沖（夏12時）】

要救助者数	0人
要捜索者数	80人

※参考：南海トラフの巨大地震の場合の想定結果（夏12時）

要救助者数	0人
要捜索者数	80人

(4) ライフライン施設の被害

1) 上水道

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
46,700人	15,600人	33%	14,600人	31%	9,500人	20%	1,400人	3%

2) 下水道

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

処理人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率
16,800人	860人	5%	640人	4%	190人	1%	30人	—

(注1) —：わずか

3) 電力施設

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

電灯軒数	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
46,000軒	1,200軒	3%	560軒	1%	90軒	—	10軒	—

(注1) —：わずか

4) 通信（電話）

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

■固定電話不通回線数

回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
14,900回線	730回線	5%	10回線	—	—	—	0回線	0%

(注1) —：わずか

## ■携帯電話不通ランク

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
7%	—	1%	—	—	—	—	—

(注1) —：わずか

※携帯電話不通ランク：市の停電率、固定電話の不通回線率よりつながりにくさをランク付けしたもの。

## 5) ガス（プロパンガス除く）

### 【最大被災ケース：鹿児島湾直下（冬18時）】

復旧対象 需要戸数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	供給停止 戸数	供給停止率	供給停止 戸数	供給停止率	供給停止 戸数	供給停止率	供給停止 戸数	供給停止率
300戸	300戸	100%	60戸	21%	60戸	18%	—	1%

(注1) —：わずか

## (5) 交通施設被害

### 1) 道路（高速道路、一般道路）

#### 【最大被災ケース：県西部直下】

津波浸水域	—
津波浸水域外	40箇所
合計	40箇所

(注1) —：わずか

(注2) 交通道路・一般道路における被害箇所数の合計

(注3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### 2) 鉄道

#### 【最大被災ケース：県西部直下】

在来線等	津波浸水域	0箇所
	津波浸水域外	30箇所
合計		30箇所

(注1) —：わずか

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### 3) 漁湾・漁港

#### 【最大被災ケース：県西部直下】

#### ■漁湾・漁港係留施設被害箇所数

岸壁		その他係留施設	
岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
—	—	10箇所	10箇所

(注1) —：わずか

#### ■被災防波堤延長

防波堤延長	1,200m
被災防波堤延長	0m

※全ての被災ケースにおいて被災防波堤延長は「0」と想定されている。

## (6) 生活支障の被害

### 1) 避難者

【最大被災ケース：県西部直下（冬 18 時）】

被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
3,400 人	2,000 人	1,400 人	5,800 人	2,900 人	2,900 人	4,700 人	1,400 人	3,300 人

(注 1) —：わずか

(注 2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### 2) 帰宅困難者

被災時に就業、通学等で外出している人数	19,200 人
うち徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる帰宅困難者	2,500 人

### 3) 物資

【最大被災ケース：県西部直下（冬 18 時）】

被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布
7,300 食	43,700 ℓ	4,100 枚	10,400 食	28,600 ℓ	5,800 枚	5,100 食	4,300 ℓ	2,800 枚

## (7) 災害廃棄物等の想定

【最大被災ケース：県西部直下（冬 18 時）】

災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万 m <sup>3</sup> ）		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
10 万トン	— ～ 一万トン	10～20 万トン	10 万 m <sup>3</sup>	— ～ 一万 m <sup>3</sup>	10～10 万 m <sup>3</sup>

(注 1) —：わずか

(注 2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (8) その他の被害

### 1) エレベータ内の閉じ込め

【最大被災ケース：県西部直下（冬 18 時）】

エレベータ停止建物棟数			エレベータ停止台数			エレベータ内閉じ込め者数		
事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) —：わずか

### 2) 孤立集落

孤立に至る条件に該当する農業集落	2
全ての被災ケースにおいて孤立する可能性のある集落	0

## (9) 被害額

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

建物	資産	ライフライン					交通				土地	災害 廃棄物	合計
		上水道	下水道	電力	通信 (電話)	ガス	道路	鉄道	漁湾・ 漁港	その他の 公共土木 施設	農地		
880	270	—	20	—	—	—	10	10	0	10	—	30	1,200

(注1) —：わずか

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注3) 単位：億円

## 第4章

## 脆弱性評価

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	必要最低限の電気	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

	ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の喪失

## 第2節 脆弱性評価結果

32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ①（住宅・建築物の耐震化等）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する必要がある。

##### ②（公共施設等の耐震化等）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する必要がある。

##### ③（多数の人が利用する建築物の耐震化等）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人

的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する必要がある。

④（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化等）

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する必要がある。

⑤（無電柱化等）

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

## 1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

## 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

③（津波避難計画等の住民周知等）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。



④（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められており、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する必要がある。

⑤（無電柱化等）〔再掲 1-1-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

⑥（防災・防疫拠点の整備）

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①（河川改修等の治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や雨水対策の推進を図る必要がある。

②（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、近年の洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、ハザードマップの更新や自主防災組織を通じた防災訓練の実施等のソフト対策を推進する必要がある。

③（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

## 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

### ①（土砂災害対策の推進）

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

### ②（治山事業の推進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

### ③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を行うため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

### ④（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

### ⑤（がけ地等に近接する危険住宅の移転推進）

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を推進する必要がある。

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生

### ①（情報伝達手段の多様化・確実化）

Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化等、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）の利活用に努める必要がある。

### ②（人員・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主体である人員・体制を整備する必要がある。

③ (交通渋滞の回避)

発災後に発生することが予想される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

④ (道路情報提供装置の整備)

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する恐れがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① (水道施設の耐震化等)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する必要がある。

② (物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

③ (高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備) [再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められており、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間(伊集院IC~市来IC)について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する必要がある。

④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤ (医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要があり、その体制を支援し、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

⑥ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期の医療救護用として備蓄し適正な保管・管理を行う必要がある。

⑦ (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑧ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

② (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、近年の洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、ハザードマップの更新や自主防災組織を通じた防災訓練の実施等のソフト対策を推進する必要がある。

③ (孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

## 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

### ①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

### ②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

### ③（DMAT の受入体制整備）

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

### ④（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### ①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ①（医療救護活動の体制整備）

災害拠点病院においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

### ②（DMAT の受入体制整備）[再掲 2-3-③]

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

### ③（EMIS の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な

広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

④（災害対応マニュアルなどの見直し）

災害時の医療体制を確保するため、自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

⑤（ドクターヘリの活用）

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

⑥（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-④〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められており、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する必要がある。

⑦（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の作成）

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を基に総合的な対策を実施する必要がある。

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

④ (災害時保健活動及び DHEAT 受け入れ体制の整備)

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の受け入れ体制を整備する必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① (公共施設等の耐震化等) [再掲 1-1-②]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する必要がある。

② (電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

③ (BCP の見直し等)

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画 (BCP) の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

④ (市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等)

市役所WAN (Wide Area Network) 及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。

⑤ (受援計画の策定等)

被災による行政機能の大幅な低下に対する、他の自治体からの応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定を促進すること等により、人的支援の受援体制を整備する必要がある。

### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

#### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化等)

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の冗長化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

## 4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### ①（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

### ②（市の人員確保・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

### ③（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

### ④（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

### ⑤（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

#### ①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

#### ②（無電柱化等）[再掲 1-1-⑤]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共



有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

③（企業における BCP 策定等の支援情報の周知等）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

## 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

## 5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）[再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）[再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められており、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する必要がある。

③（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

### ① (備蓄物資の供給体制等の強化)[再掲 2-1-④]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

### ② (緊急物資の輸送体制の構築)

大規模自然災害等の発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

### ③ (漁港の機能保全)

本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

### ④ (防災・防疫拠点の整備)[再掲 1-3-⑥]

南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 6 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる

### 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

#### ① (電力供給遮断時の電力確保)[再掲 3-1-②]

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保や太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

#### ② (再生可能エネルギー等の導入促進)

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

#### ③ (危険物施設の安全対策等の強化)[再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

#### ④ (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)[再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化

を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

⑤（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

## 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化等）〔再掲 2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する必要がある。

②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の実効性向上）〔再掲 2-6-②〕

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を基に総合的な対策を実施する必要がある。

③（農業集落排水施設等の老朽化対策）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設等が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断結果を基に老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

## 6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-④〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められており、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する必要がある。

②（無電柱化等）〔再掲 1-1-⑤〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### ① (消火・救助活動能力の強化)

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

また、円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

#### ② (土地区画整理事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、土地区画整理事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

#### ③ (都市公園事業の推進・指導)

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

#### ① (危険物施設の安全対策等の強化)[再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

#### ② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)[再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### ① (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化等)[再掲 1-1-④]

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する必要がある。

#### 7-4 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### ① (ダムの補強対策等の促進)

ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダム等の機能の保持のため、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

#### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

##### ① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)[再掲 5-2-②]

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

##### ② (有害物質の流出対策等の推進)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、関係機関等と連携して対応する必要がある。

#### 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### ① (農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

##### ② (適切な森林整備)

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

##### ③ (治山事業の推進)[再掲 1-5-②]

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

##### ④ (鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農林業被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退、農地や森林の多面的

機能の低下等が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を一体的かつ、総合的に推進する必要がある。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

#### ②（ストックヤードの確保）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

#### ③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

### 8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

### 8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る必要がある。

#### 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の喪失

##### ①（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、自治会等の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

##### ②（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

## 第5章 本計画の推進方針

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

#### 1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ①（住宅・建築物の耐震化等）
  - ・ 住宅・建築物の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する。
- ②（公共施設等の耐震化等）
  - ・ 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。
- ③（多数の人が利用する建築物の耐震化等）
  - ・ 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する。
- ④（交通施設、沿道建物の耐震化等）
  - ・ 港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿道建築物の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を促進する。
- ⑤（無電柱化等） [再掲 1-1-⑤]
  - ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

##### 1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ①（防火対策の推進）
  - ・ 住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

##### 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

- ①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）
  - ・ 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険



物事故防止対策等の取組を推進する。

- ・ 関係機関が連携して広域かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

- ・ 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。

③（津波避難計画等の住民周知等）

- ・ 建築物の損壊・浸水による住民等への危険を防ぐため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知を促進する。

④（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する。

⑤（無電柱化等） [再掲 1-1-⑤]

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

⑥（防災・防疫拠点の整備）

- ・ 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①（河川改修等の治水対策の推進）

- ・ 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や雨水対策の推進を図る。

②（防災情報の提供）

- ・ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、ハザードマップ等の情報入手方法の周知や自主防災組織を通じた防災訓練等ソフト対策を推進する。

③（内水対策に係る人材育成）

- ・ 広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策をより迅速に対応できる人材育成を推進する。

### 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

- ・ これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

②（治山事業の推進）

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

- ・ 県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

- ・ 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

⑤（がけ地等に近接する危険住宅の移転推進）

- ・ がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を推進する。

### 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生

①（情報伝達手段の多様化・確実化）

災害時の業務停止の防止を念頭に機器・通信回線等の冗長化や、サーバー仮想化基盤に搭載する情報システムの遠隔地でのバックアップを実施し、防災情報の高度化、地域防災力の強化等のソフト化を組み合わせ、それらを一層推進する。

②（人員・体制整備）

情報収集・提供の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主体である人員・体制を整備する。

③（交通渋滞の回避）

発災後に、民間プローブ情報の活用等により、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。

④（道路情報提供装置の整備）

災害発生時には、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する恐れがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①（水道施設の耐震化）

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

②（物資輸送ルートの確保）

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

③（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-④〕

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

- ・ 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

⑤（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

- ・ 大規模災害発生時における医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進する。

⑥ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

- ・ 大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、大規模災害発生時の初動期の備蓄を行い、適正な保管管理をする。

⑦ (応急給水体制の整備)

- ・ 水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

⑧ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域 (UPZ) 圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

② (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

- ・ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体に危害を防ぐため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、ハザードマップ等の情報入手方法の周知や自主防災組織を通じた防災訓練等ソフト対策を推進する。

③ (孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

## 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消防の体制等強化)

- ・ 火災、救助、救急事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、活

動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

- ・ 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

③（DMAT の受入体制整備）

- ・ 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

④（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

- ・ 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

## 2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

- ・ 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①（医療救護活動の体制整備）

- ・ 医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備を推進する。

②（DMAT の受入体制整備）〔再掲 2-3-③〕

- ・ 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

③（EMIS の活用）

- ・ 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める。

④（災害対応マニュアルなどの見直し）

- ・ 災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。

⑤（ドクターヘリの活用）

- ・ 救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する。

⑥（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）[再掲 1-3-④]

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する。

⑦（防災・防疫拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

- ・ 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

## 2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

- ・ 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の作成）

- ・ 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を基に総合的な対策を実施する。

③（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

- ・ 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

④（災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備）

- ・ 発災直後から、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① (公共施設等の耐震化等) [再掲 1-1-②]
  - ・ 公共施設等の被災による避難や救助活動等に障害を防ぐため、公共施設等の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。
- ② (電力供給遮断時の電力確保)
  - ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。
  - ・ 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する。
- ③ (BCPの見直し等)
  - ・ 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画 (BCP) を継続的に見直し、実効性の向上を図る。
- ④ (市インターネット回線及び基幹系の機器等の冗長化等)
  - ・ 市役所インターネット回線及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する。
- ⑤ (受援計画の策定等)
  - ・ 被災による行政機能の大幅な低下に対する、他の自治体からの応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定を促進すること等により、人的支援の受援体制の整備を推進する必要がある。

### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

#### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ① (情報通信機能の耐災害性の強化等)
  - ・ 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

#### 4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① (情報伝達手段の多様化等)
  - ・ 全国瞬時警報システム (Jアラート) や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。
- ② (市の人員確保・体制整備)
  - ・ 情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより

一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備を行う。

③（災害発生時の情報発信）

- ・ 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーション等の訓練を繰り返し行う。

④（住民への災害情報提供）

- ・ 住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。
- ・ 市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

⑤（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

- ・ 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

②（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑤〕

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

③（企業における BCP 策定等の支援情報の周知等）

- ・ 本市の企業へ事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について取組への支援情報の周知・広報を促す。



## 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

### ① (危険物施設の安全対策等の強化)

- 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

### ② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

## 5-3 物流機能等の大幅な低下

### ① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

- 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

### ② (高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備) [再掲 1-3-④]

- 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間(伊集院IC～市来IC)について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する。

### ③ (防災・防疫拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から30km以上離れた緊急時防護措置準備区域(UPZ)圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

### ① (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

- 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

②（緊急物資の輸送体制の構築）

- ・ 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

③（防災・防疫拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

- ・ 南九州西回り自動車道に直結する機能性を活かした防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。

当該施設を防災・防疫拠点機能として、家畜の感染症発生時の消毒ポイントとして活用するとともに、川内原子力発電所から 30km 以上離れた緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏外に設置することで、万一の原発事故発生時、スクリーニングなどの除染作業の場所としても利用できる施設とする。

## 6 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる

### 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

①（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 3-1-②〕

- ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

- ・ 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

③（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

- ・ 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

⑤（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑤〕

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

## 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

### ①（水道施設の耐震化等）〔再掲 2-1-①〕

- ・ 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進する。

### ②（下水道施設の耐震化等、下水道 BCP の実効性向上）〔再掲 2-6-②〕

- ・ 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の整備、長寿命化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）を基に総合的な対策を実施する。

### ③（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）

- ・ 大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断結果を基に老朽化対策を着実に推進する。

## 6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

### ①（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 1-3-④〕

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を推進する。特に、南九州西回り自動車道の暫定2車線区間（伊集院 IC～市来 IC）について、複線化の整備を促進するとともに、ラストワンマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から国道、県道、市道の着実な整備を推進する。

### ②（無電柱化等）〔再掲 1-3-⑤〕

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### ①（消火・救助活動能力の強化）

- ・ 市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（施設・消防水利）の強化を図る。
- ・ 消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する。

#### ②（土地区画整理事業の推進）

- ・ 市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、土地区画整理事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る。

### ③ (都市公園事業の推進・指導)

- ・ 大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する。

## 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

### ① (危険物施設の安全対策等の強化)[再掲 5-2-①]

- ・ 危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

### ② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)[再掲 5-2-②]

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

## 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通マヒ

### ① (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化)[再掲 1-1-④]

- ・ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

## 7-4 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

### ① (ダム等の補強対策等の促進)

- ・ ダム等の機能保持のため、効果的・効率的な維持管理及び設備の更新を行う。
- ・ 堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

## 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

### ① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)[再掲 5-2-②]

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

### ② (有害物質の流出対策等の推進)

- ・ 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。

## 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### ①（農地浸食防止対策の推進）

- ・ 豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

### ②（適切な森林整備）

- ・ 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

### ③（治山事業の推進）〔再掲 1-5-②〕

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

### ④（鳥獣被害防止対策の推進）

- ・ 鳥獣による農林業被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退、農地や森林の多面的機能の低下等が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を一体的かつ、総合的に推進する。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（災害廃棄物処理計画の策定、見直し）

- ・ 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

#### ②（ストックヤードの確保）

- ・ 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生への対応のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

#### ③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

- ・ 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

### 8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

- ・ 道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

### 8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（液状化危険度の高い地域への住民周知等）

- ・ 液状化現象が発生するおそれがある土地区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。

### 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の喪失

#### ①（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

- ・ 災害時の市民の対応力を向上するため、自治会や地区コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。

#### ②（文化財の保護管理）

- ・ 文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

## 第2節 指標

推進方針で示した本市の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No	指標名	現状	目標	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	61.2%	95%	1-1
2	防災拠点となる公共施設の耐震化率 (※1)	80.0%	100%	1-1 3-1
3	下水道施設耐震化の進捗率	2.0%	10.0%	2-6 6-2
4	水道基幹管路耐震化の進捗率	5.0%	10.0%	2-1 6-2
5	自主防災組織のカバー率	87.9%	95%	4-2 8-4
6	災害廃棄物処理計画策定	なし	策定完了	8-1

※ 原則、現状値は平成30年度(2018年度)、目標値は令和4年度(2022年度)、  
それ以外の場合は( )にて表記

※1 防災拠点となる公共施設は、対策本部の置かれる可能性のある、本庁、東市来支所、  
日吉支所、吹上支所、日置市中央公民館の5つとした。

## **第6章 本計画の推進**

### **第1節 市の他の計画等の必要な見直し**

本計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

### **第2節 本計画に基づく個別計画**

別表のとおり。

本計画の進捗管理は、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

### **第3節 より良い復興 (Build Back Better) を意識した備え**

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを实践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。